

令和6年度 屋外公共空間等利活用推進業務委託仕様書

(適用範囲)

本仕様書は、川崎市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する「令和6年度 屋外公共空間等利活用推進業務委託仕様書」（以下「本業務」という。）に適用する。

本業務は、川崎市契約条例、同規則、委託契約書及び、本仕様書に基づいて実施するものとする。

(業務目的)

川崎駅周辺は、立地特性を活かし、駅を中心に都市機能集積を進めており、その効果を東口全体に波及させるため、都市の骨格を形成する市役所通りを中心に公共空間等を活用した回遊性向上や空間利用を図る必要がある。

また、市役所通り周辺は、昨年度、新本庁舎運用開始や稲毛公園のリニューアル等を行っており、これを契機に周辺施設と連携した公共空間等の利活用を発信する絶好の機会となっている。

本業務では、市制100周年記念事業や川崎駅周辺の多様な地域団体等と連携しながら、稲毛公園を中心に屋外公共空間等を活用した滞留空間づくりを行うことで、賑わいの創出や地域経済活動の一層の活性化を目的とする。

(業務内容)

本業務の内容は、次の(1)～(2)のとおりとする。詳細については、甲乙打ち合わせによるものとする。

(1) 川崎駅周辺の屋外公共空間等（稲毛公園等）を活用した社会実験の実施

① 社会実験の具体的実施内容に関する企画

具体的実施内容を企画立案するにあたっては、次の事項を考慮するものとする。

- ・実施回数は、原則10月までに4回程度開催すること。また、1回あたりの日数は原則1日間とする。ただし、回数や時期等に変更が生じる場合は、甲乙協議の上で決定するものとする。
- ・社会実験の認知度を高め、実施効果を最大限発揮するため、事前に広報に資する取組を開始すること
- ・本市由来のものの使用、川崎駅周辺の多様なステークホルダーや地域団体、地域人材との連携、川崎駅周辺で行われる地域イベントと連携したコンテンツの実施等、本市や駅周辺の魅力を発信するものにすること
- ・市制100周年記念事業や全国都市緑化かわさきフェアなど、本市事業や関連する取組との連携を図ること

② 関係者との調整や諸手続き

③ 参加者の募集方法の企画及び広報の実施

④ 社会実験の準備（必要な資材の調達を含む）

⑤ 社会実験の実施

⑥ 次年度以降の道路公園等の有効活用に向けた課題の抽出や方向性の提案

(2) 報告書作成

本委託業務の実施内容を報告書としてとりまとめる。また、報告書の内容に疑義や不足等がある場合、甲は乙に修正等適切な対応を求めることができる

(実施計画書)

乙は、契約締結後速やかに甲と十分な打合わせを行い、業務着手届、業務実施計画書（業務概要、工程表、組織表など）を提出し、甲に承認を得なければならない。また、業務実施計画書の内容に変更が生じる場合、乙は、変更内容について甲と協議を行い、甲に承認を得なければならない。

(契約期間)

契約締結日から令和7年3月14日までとする。

(各種法令等に関する手続き)

本業務の遂行上、必要となる各種法令等に関する手続きは、乙が行うものとする。

(貸与資料)

甲は、本業務の実施にあたり、必要に応じて乙に関係資料を貸与するものとする。乙は貸与された資料を、甲の許可なく他の目的に使用したり、第三者に譲渡したりしてはならない。また、貸与された資料は、業務終了後、速やかに返却するものとする。

(報告の義務)

本業務の遂行中、適宜、乙より進捗状況を報告するものとする。

(損害及び危害)

乙は、本業務の遂行に際し、他に損害及び危害をおよぼさないようにし、損害を与えたときは、乙の責任において処理すること。また、近隣住民などから苦情等があった場合は、乙において丁寧に対応するものとし、その結果を甲に報告すること。

(疑義)

本業務を遂行するにあたり、疑義が生じた場合は速やかに甲とその内容について協議するものとする。

(秘密の保持)

乙は、本業務遂行中に知り得た情報を甲の許可なしに、他の目的に利用してはならない。

(成果品の帰属)

本業務で得られた成果品は全て甲の所有とし、甲の許可なしに他の公表、貸与、使用をしてはならない。甲は、成果物等のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有するものとする。

(成果品)

成果品は、次のとおりとする。

(1) 報告書（概要書含む） 1 部

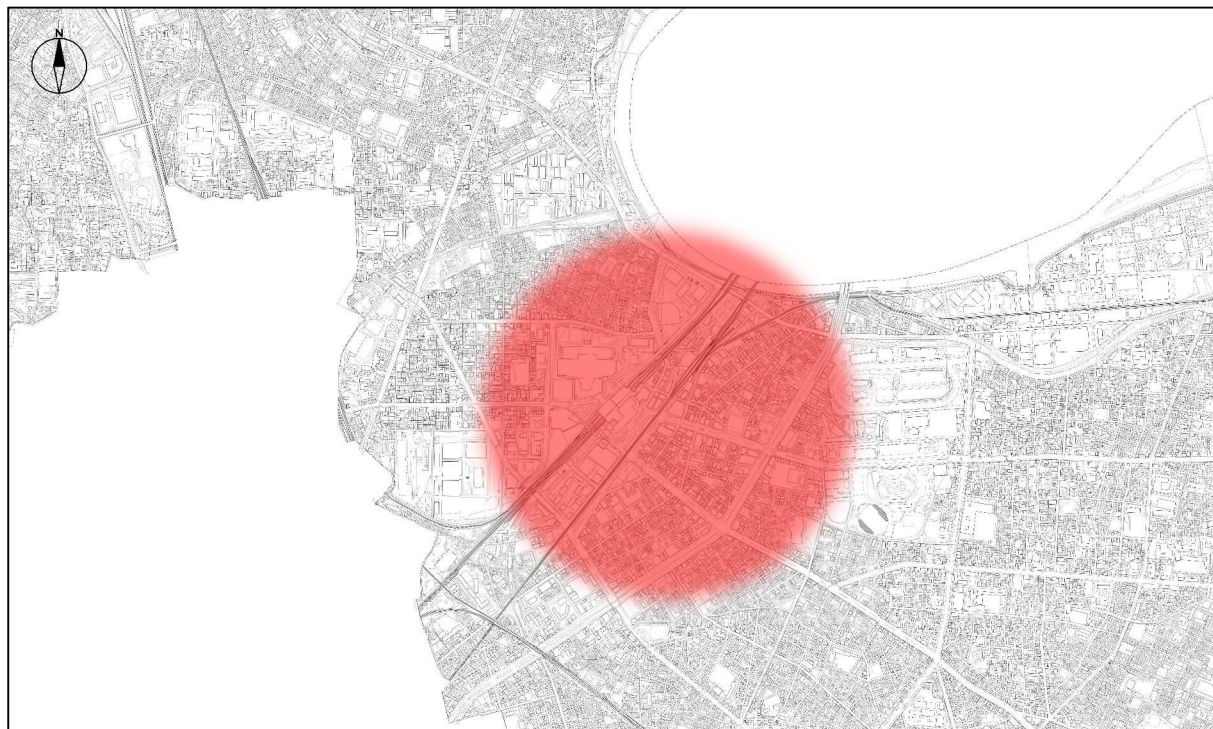
- ・業務の実施状況が分かる写真
- ・本業務遂行時において作成した成果物（計画書や広報物等）
- ・社会実験の結果を踏まえた、課題と方向性提案
- ・その他本市が必要と認めるもの

(2) (1) の電子データ 1 式

(その他)

やむを得ない理由により、業務の内容等に変更が生じる場合には、本業務の内容や契約金額等について甲と乙で協議を行い、変更契約等の手続を行うものとする。

令和6年度 屋外公共空間等利活用推進業務委託 履行場所



 川崎駅周辺地区